

說 明 資 料

目 次

1 県職員給与関係資料

令和8年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別平均給与額 (職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数) …	3
第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成	7
第3表 給料表別、級別、号給別人員分布	9
その1 行政職給料表	9
その2 研究職給料表	11
その3 医療職給料表(1)	13
その4 医療職給料表(2)	15
その5 医療職給料表(3)	17
その6 福祉職給料表	20
その7 大学教育職給料表	23
その8 高等学校等教育職給料表	25
その9 中学校小学校教育職給料表	28
その10 公安職給料表	31
第4表 給料表別、年齢別人員分布	35
第5表 扶養親族数別職員数	37
第6表 管理職手当の支給状況	37
第7表 住居手当の支給状況	38
第8表 通勤手当等の状況	39
その1 通勤手当の支給状況	39
その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び 平均通勤手当月額	40
その3 駐車場等に係る通勤手当	41
その4 交通用具の使用距離別職員数	43
第9表 職員数の推移	45
第10表 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の 適用給料表別、級別人員	46
第11表 年齢階層別人員構成比(全職員) (令和8年と平成28年との比較)	47

2	民間給与関係資料	
	令和8年職種別民間給与実態調査の概要	48
	第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	49
	第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	50
	第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	51
	その1 給与比較の対象職種	51
	その2 給与比較の対象外職種	57
	その3 再雇用者	59
	第15表 民間における初任給の改定状況	60
	第16表 民間における住宅手当の支給状況	61
	第17表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	61
	その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況	61
	その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況	61
	第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	62
	第19表 民間における定年制の状況等	63
	その1 定年制の状況	63
	その2 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における 一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	63
	その3 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、 60歳で給与を減額している事業所における 60歳を超える従業員の年間給与水準	63
	第20表 民間における再雇用者及び公務における 再任用職員の平均給与月額	64
3	生計費関係資料	
	令和8年4月の標準生計費算定方法	65
	第21表 静岡市及び浜松市における 費目別、世帯人員別標準生計費	66
	第22表 家計指標の推移	67
4	労働経済関係資料	
	第23表 労働経済指標	69
5	人事院勧告の概要	71

1 県職員給与関係資料

令和 8 年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、一般職に属する職員（市町村立学校職員給与負担法に規定する職員を含み、単純な労務に雇用される職員、企業職員及び静岡がんセンター事業職員を除く。）の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査時期

令和 8 年 4 月 1 日

(3) 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、令和 8 年 4 月 1 日に在職する者とする。ただし、分限休職中の者、育児休業の承認を受けて休業中の者、育児短時間勤務職員、教育公務員特例法第 26 条第 1 項に規定する大学院修学休業中の者、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による派遣職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣中の者、自己啓発等休業中の者、配偶者同行休業中の者及び地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の許可の有効期間中の者（計 1,410 人）、暫定再任用職員（784 人）並びに臨時的任用職員（1,239 人）を除く。

ア 職員の給与に関する条例（昭和 28 年静岡県条例第 31 号）

イ 静岡県教職員の給与に関する条例（昭和 31 年静岡県条例第 52 号）

ウ 静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和 32 年静岡県条例第 40 号）

エ 静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年静岡県条例第 7 号）

オ 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年静岡県条例第 33 号）（企業職員及び静岡がんセンター事業職員を除く。）

カ 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年静岡県条例第 20 号）（企業職員及び静岡がんセンター事業職員を除く。）

キ 静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年静岡県条例第 85 号）

(4) 調査事項

ア 職員の年齢、学歴、経験年数等に関する事項

所属、年齢、性別、学歴、経験年数、扶養親族数、適用給料表及び級号給、住居手当の支給区分、通勤手当の支給区分等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、管理職手当、第1種初任給調整手当、第2種初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務（へき地）手当、特地勤務（へき地）手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当

給与は、令和8年4月のものである。ただし、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当は、令和8年4月分として支給された額である。

(5) 調査方法

県企画部電子県庁課に依頼して、給与マスターファイルから資料を作成した。

(6) その他

暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員について、第10表のとおり人員数の調査を行った。

また、次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、令和8年4月1日に在職する者について、第1表及び第9表のとおり調査を行った。

ア 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年静岡県条例第37号）

イ 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号）

ウ 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号）

エ 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（企業職員及び静岡がんセンター事業職員に限る。）

オ 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（企業職員及び静岡がんセンター事業職員に限る。）

第1表 給料表別平均給与額（職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数）

区 分 給料表	職 員 数	年 齢	経験年数	扶養親族数	給料月額	給料の 調整額	教 職 調整額
	人	歳	年	人	円	円	円
行 政 職	5,962 (6,088)	41.6 (41.8)	19.5 (19.6)	0.5 (0.7)	353,058 (345,444)	403 (368)	
研 究 職	316 (317)	41.9 (42.2)	18.9 (19.2)	0.6 (0.8)	407,098 (400,622)		
医 療 職（１）	21 (26)	42.1 (44.1)	18.2 (19.8)	0.3 (0.4)	466,186 (475,812)		
医 療 職（２）	261 (271)	42.1 (41.7)	18.8 (18.4)	0.6 (0.7)	376,084 (363,753)	2,041 (2,213)	
医 療 職（３）	107 (106)	37.0 (37.0)	14.2 (14.2)	0.2 (0.1)	340,837 (333,284)	982 (888)	
福 祉 職	108 (113)	38.5 (37.7)	15.6 (14.8)	0.6 (0.6)	337,500 (324,040)	38,906 (37,991)	
大学教育職	44 (43)	53.8 (53.4)	31.3 (30.9)	0.8 (1.0)	488,303 (476,509)		
高等学校等 教 育 職	5,804 (5,960)	43.0 (43.0)	20.2 (20.2)	0.7 (0.8)	391,410 (382,052)	4,491 (4,374)	17,439 (13,664)
中学校小学校 教 育 職	8,468 (8,587)	40.8 (40.9)	18.1 (18.2)	0.6 (0.7)	377,832 (368,649)	1,520 (1,435)	16,444 (12,841)
公 安 職	6,062 (6,067)	39.3 (39.0)	18.4 (18.1)	1.0 (1.3)	364,409 (354,050)	40 (43)	
全 職	27,153 (27,578)	41.1 (41.2)	18.9 (19.0)	0.7 (0.8)	372,563 (363,481)	1,710 (1,663)	8,856 (6,951)

（注）１ （ ）内は、前年の調査結果である。

２ 初任給調整手当とは、第１種初任給調整手当及び第２種初任給調整手当をいい、区分欄の※印の欄に休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育

３ 定年年齢が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例附則第14項、静岡県教職員の職員を除いた数値である（以下第9表まで及び第11表において同じ）。

(令和8年職員給与等実態調査)

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	8 年 4 月 ／ 7 年 4 月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 ※	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
8,526 (8,534)	19,142 (15,607)	8,903 (9,185)	7,722 (7,661)	397,754 (386,799)	102.8	67,003 (65,573)	464,757 (452,372)
9,547 (9,751)	21,302 (17,399)	8,513 (8,878)	11,164 (11,888)	457,624 (448,538)	102.0	51,007 (51,337)	508,631 (499,875)
4,000 (5,269)	82,217 (84,750)	41,488 (52,846)	18,571 (13,708)	612,462 (632,385)	96.8	216,132 (187,966)	828,594 (820,351)
9,140 (8,417)	19,754 (15,671)	3,324 (3,233)	8,629 (8,797)	418,972 (402,084)	104.2	72,418 (69,080)	491,390 (471,164)
2,495 (1,575)	17,847 (14,506)	3,886 (3,269)	6,743 (4,860)	372,790 (358,382)	104.0	59,522 (57,123)	432,312 (415,505)
8,912 (7,593)	19,265 (15,339)		10,883 (10,901)	415,466 (395,864)	105.0	93,397 (87,684)	508,863 (483,548)
12,761 (13,895)	25,793 (20,980)	14,571 (15,158)	10,159 (11,833)	551,587 (538,375)	102.5	38,393 (36,372)	589,980 (574,747)
10,373 (10,030)	21,381 (17,176)	3,907 (3,783)	7,844 (7,989)	456,845 (439,068)	104.0	28,099 (29,034)	484,944 (468,102)
9,187 (8,691)	20,540 (16,502)	5,825 (5,834)	6,217 (6,119)	437,565 (420,071)	104.2	15,873 (16,159)	453,438 (436,230)
15,361 (15,036)	19,598 (15,913)	2,382 (2,451)	6,524 (6,614)	408,314 (394,107)	103.6	90,180 (86,090)	498,494 (480,197)
10,652 (10,324)	20,244 (16,382)	5,340 (5,421)	7,081 (7,096)	426,446 (411,318)	103.7	47,926 (46,803)	474,372 (458,121)

は、その欄に掲げた手当以外に次の手当が含まれている。特地勤務（へき地）手当に準ずる手当、時間外勤務手当
 手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当及び在宅勤務等手当
 給与に関する条例附則第 14 項及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例附則第 15 項により給料月額が決定され

給料表別平均給与額（前ページからの続き）

（参 考）

区 分 給料表		職 員 数	年 齢	経験年数	扶養親族数	給料月額	給料の 調整額	教 職 調整額
技能労務職		人 86 (85)	歳 44.0 (43.8)	年 25.8 (25.5)	人 0.4 (0.6)	円 308,807 (304,135)	円 3,440 (3,872)	円
企 業 職		116 (118)	46.3 (45.8)	23.9 (23.2)	0.7 (0.9)	373,696 (363,622)		
静岡がんセンター	事 業 職	71 (70)	41.3 (41.3)	18.5 (18.4)	0.5 (0.8)	352,643 (343,760)		
	研 究 職	5 (6)	48.7 (49.6)	24.2 (25.5)	1.4 (1.7)	495,493 (488,436)		
	医 療 職（１）	180 (180)	46.6 (46.1)	23.0 (22.4)	1.1 (1.4)	535,638 (518,436)		
	医 療 職（２）	183 (184)	39.4 (39.1)	16.8 (16.5)	0.6 (0.7)	352,863 (343,452)		
	医 療 職（３）	651 (625)	38.5 (38.7)	16.1 (16.2)	0.5 (0.5)	345,022 (337,572)	9,915 (9,925)	
	任期付企業研究員	10 (9)	66.1 (66.9)			480,561 (481,679)		
全 職		1,302 (1,277)	41.2 (41.2)	18.5 (18.4)	0.6 (0.7)	374,673 (366,158)	5,185 (5,115)	

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	8 年 4 月 ／ 7 年 4 月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 ※	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
5,413 (7,100)	15,882 (13,076)		7,308 (6,664)	340,850 (334,847)	101.8	32,908 (31,796)	373,758 (366,643)
11,586 (11,191)	19,691 (16,321)	8,261 (8,964)	5,444 (6,341)	418,678 (406,439)	103.0	70,204 (83,473)	488,882 (489,912)
8,345 (10,350)	18,219 (15,551)	3,320 (4,394)	6,718 (6,380)	389,245 (380,435)	102.3	100,488 (93,877)	489,733 (474,312)
22,000 (21,000)	25,874 (21,141)		(5,000)	543,367 (535,577)	101.5	104,340 (98,130)	647,707 (633,707)
17,844 (17,000)	89,510 (86,622)	5,659 (5,957)	8,083 (8,817)	656,734 (636,832)	103.1	685,150 (681,614)	1,341,884 (1,318,446)
9,683 (8,505)	18,151 (14,625)	455 (476)	5,284 (4,614)	386,436 (371,672)	104.0	65,751 (64,036)	452,187 (435,708)
7,425 (6,930)	18,157 (14,744)	787 (858)	7,856 (7,357)	389,162 (377,386)	103.1	79,290 (85,852)	468,452 (463,238)
	24,028 (19,990)			504,589 (501,669)	100.6	30,745 (38,950)	535,334 (540,619)
9,470 (9,186)	28,085 (25,005)	2,157 (2,397)	7,122 (6,911)	426,692 (414,772)	102.9	158,153 (163,033)	584,845 (577,805)

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成

区 分 給料表	職 員 数	構 成 比	学 歴 別			
			大 学 卒		短 大 卒	
	人	%	人	%	人	%
行 政 職	5,962 (6,088)	21.9 (22.1)	4,746 (4,826)	79.6 (79.3)	101 (106)	1.7 (1.7)
研 究 職	316 (317)	1.2 (1.1)	310 (311)	98.1 (98.1)	3 (2)	1.0 (0.6)
医 療 職 (1)	21 (26)	0.1 (0.1)	21 (26)	100.0 (100.0)		
医 療 職 (2)	261 (271)	0.9 (1.0)	251 (263)	96.2 (97.0)	10 (8)	3.8 (3.0)
医 療 職 (3)	107 (106)	0.4 (0.4)	105 (103)	98.1 (97.2)	2 (3)	1.9 (2.8)
福 祉 職	108 (113)	0.4 (0.4)	103 (110)	95.4 (97.3)	3 (3)	2.8 (2.7)
大学教育職	44 (43)	0.2 (0.2)	44 (43)	100.0 (100.0)		
高等学校等 教 育 職	5,804 (5,960)	21.4 (21.6)	5,568 (5,722)	95.9 (96.0)	180 (182)	3.1 (3.1)
中学校小学校 教 育 職	8,468 (8,587)	31.2 (31.1)	8,273 (8,376)	97.7 (97.5)	195 (211)	2.3 (2.5)
公 安 職	6,062 (6,067)	22.3 (22.0)	2,916 (2,892)	48.1 (47.7)	32 (34)	0.5 (0.6)
計	27,153 (27,578)	100.0 (100.0)	22,337 (22,672)	82.3 (82.2)	526 (549)	1.9 (2.0)

(注) () 内は、前年の調査結果である。

(令和8年職員給与等実態調査)

人 員 構 成				性 別 人 員 構 成			
高 校 卒		中 学 卒		男		女	
人	%	人	%	人	%	人	%
1,098	18.4	17	0.3	3,705	62.1	2,257	37.9
(1,139)	(18.7)	(17)	(0.3)	(3,832)	(62.9)	(2,256)	(37.1)
3	0.9			239	75.6	77	24.4
(4)	(1.3)			(246)	(77.6)	(71)	(22.4)
				15	71.4	6	28.6
				(18)	(69.2)	(8)	(30.8)
				122	46.7	139	53.3
				(128)	(47.2)	(143)	(52.8)
				8	7.5	99	92.5
				(7)	(6.6)	(99)	(93.4)
2	1.8			54	50.0	54	50.0
(0)	(0.0)			(54)	(47.8)	(59)	(52.2)
				36	81.8	8	18.2
				(36)	(83.7)	(7)	(16.3)
56	1.0			3,120	53.8	2,684	46.2
(56)	(0.9)			(3,250)	(54.5)	(2,710)	(45.5)
				4,123	48.7	4,345	51.3
				(4,176)	(48.6)	(4,411)	(51.4)
3,111	51.3	3	0.1	5,371	88.6	691	11.4
(3,140)	(51.7)	(1)	(0.0)	(5,412)	(89.2)	(655)	(10.8)
4,270	15.7	20	0.1	16,793	61.8	10,360	38.2
(4,339)	(15.7)	(18)	(0.1)	(17,159)	(62.2)	(10,419)	(37.8)

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		2	6	1			1	1	1	
3			2					8	1	
4			1	1				14		
5			3					21	6	9
6			7					29	23	2
7		2	9					5	5	2
8		24	6					1	4	
9	8	3	5							
10		11	119	1						
11		2	5	3						
12	12	131	13	2						
13	3	6	11	2						
14	1	18	33	3			4			
15	2	1	10	7			98			
16	7	112	16	6			31			
17	1	7	5	7			14			
18	1	12	115	15			21			
19		5	17	22			4			
20	2	36	30	23			1			
21		8	12	14			14			
22	2	88	96	24		1	4			
23		10	20	28			9			
24	6	23	35	18			18			
25	5	4	14	11			1			
26	1	104	94	40			6			
27	3	7	21	32			9			
28	8	6	35	22						
29	127	8	20	19			5			
30	4	9	83	32	1		3			
31	2	5	30	16						
32	149	5	37	38						
33	4	2	20	21		1				
34	9	3	42	20		3				
35			28	15			2			
36	120	2	25	53	1	2	1			
37	9		14	15		1	1			
38	6	2	36	26	1	25	3			
39	3	1	16	17		76				
40	5	1	21	38	1	36				
41		1	10	18	3	31				
42	2	2	11	28	2	46				
43		1	5	11		55				
44	5	2	10	32	2	77				
45		2	5	11	3	29				
46	3	2	9	25	4	28				
47			3	13	3	50				
48		2	5	32	5	32				
49		1	3	30	6	34				
50			7	27	4	21				
51		1	2	20	6	30				
52	1		8	21	9	27				
53		1	1	22	15	22				
54			2	18	7	17				
55		1	2	24	12	18				
56		3	4	21	14	14				
57				23	24	12				
58			1	17	20	8				
59			4	14	26	10				
60			4	20	23	8				
61		3	6	21	22	5				
62			4	16	30	7				
63		3		14	20	7				
64			1	23	22	2				

(令和8年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
65			2	15	24	7				
66		1	1	27	15	3				
67			5	20	15	6				
68			3	16	31	4				
69				12	24	1				
70			2	16	19	5				
71			2	12	9	5				
72			3	12	13	6				
73		1		7	27	38				
74		1	1	9	23					
75			1	10	29					
76				11	17					
77			1	10	28					
78			2	4	20					
79				16	9					
80			2	9	16					
81		1	1	13	15					
82			5	7	19					
83			1	15	19					
84		1	1	6	18					
85			1	7	14					
86				6	18					
87				14	17					
88				14	12					
89			2	7	4					
90				8	8					
91				10	2					
92				6	3					
93			1	62	24					
94			1							
95			1							
96										
97										
98			3							
99			3							
100			1							
101										
102			4							
103			1							
104			2							
105			1							
106			2							
107			4							
108			4							
109			9							
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	511 (8.6)	690 (11.6)	1,317 (22.1)	1,474 (24.7)	778 (13.0)	810 (13.6)	250 (4.2)	79 (1.3)	40 (0.7)	13 (0.2)
総計										5,962 (100.0)

その2 研究職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 2 3 4	人	人	人 7 1	人	人	人
5 6 7 8		4 8		2 2	1 25 6	
9 10 11 12			6 2 2 5		1 1	
13 14 15 16		1 1 3	3 5	3 2 1 1		
17 18 19 20		3 7	3 3 7	4 1		
21 22 23 24		2 1 1 5	1 4 4	1 2 3		
25 26 27 28		1 4 1	5 2 2	4 2 4		
29 30 31 32		4 2	2 2 2	2 1 2		
33 34 35 36		 1 2	 1	1 1 1 1		
37 38 39 40		 1	 2	1 1 3 3		
41 42 43 44				3 3 2		
45 46 47 48				1 1 1 1		
49 50 51 52				3 5 2		
53 54 55 56		1		1 3		
57 58 59 60				73		
61 62 63 64						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		60 (19.0)	71 (22.5)	151 (47.8)	34 (10.7)	
					総計	316 (100.0)

その3 医療職給料表(1)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	人	人	人	人	人
2		1			
3					
4		1			1
5				1	
6				4	
7					
8					
9	2			2	
10					
11					
12	4				
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19		1			
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28	1				
29					
30	1				
31					
32	1				
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42		1			
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
計	9 (42.9)	4 (19.0)		7 (33.3)	1 (4.8)
				総計	21 (100.0)

その4 医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	人	人	人	人	人	人	人
2			1	4		2	
3							
4		1	1	3			
5		1				1	
6			1			3	
7						1	
8			3			1	
9					1	1	
10						5	
11				1	1	2	2
12			2	4		1	2
13					1	3	
14				1		4	2
15					1	1	5
16			1	2	1		
17		5			2	3	
18					1	1	1
19						2	3
20		7		4	1	2	2
21	1				3	2	1
22				1		2	1
23						3	1
24		6		6	4	1	5
25				1	2	1	1
26				1	2	2	1
27		1			2	7	1
28				6		3	
29				3		2	2
30						4	2
31				1		4	
32				4	1	3	1
33				1		2	
34						1	
35				1		2	
36				1		4	
37				2		1	
38							
39						3	
40						4	
41						3	
42						1	
43				1		1	
44						1	
45						4	
46					2		
47						2	
48					1	1	
49							
50						2	
51				1		3	
52						1	
53						1	
54							
55						1	
56							
57							
58				1		1	
59						1	
60						1	
61						7	
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
69				1			
70							
71							
72							
73				1			
74							
75							
76							
77					1		
78							
79							
80							
81				1			
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89				1			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100				1			
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
計	1 (0.4)	21 (8.0)	9 (3.5)	55 (21.1)	27 (10.3)	115 (44.1)	33 (12.6)
						総計	261 (100.0)

その5 医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6				1			
7							
8							
9				1			
10			5				
11							
12							
13			4	3			
14		8					
15			1				
16							
17				1			
18		6		2			
19							
20							
21		7		2	1		
22				1			
23				1	1		
24							
25		1		2			
26		1			2		
27							
28							
29		4					
30							
31							
32		1			1		
33		1				1	
34		5		1		4	
35						1	
36					2		
37							
38						2	
39							
40							
41							
42		1		3		1	
43						1	
44				1			
45							
46				1	1	1	
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53					1		
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62					1		
63							
64					2		
65					1		
66					1		
67					1		
68					2		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75					2		
76					1		
77							
78							
79					1		
80							
81							
82							
83							
84				1			
85					1		
86					1		
87							
88							
89					7		
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		35 (32.7)	10 (9.4)	21 (19.6)	30 (28.0)	11 (10.3)	
						総計	107 (100.0)

その6 福祉職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8		2				
9						
10						
11						
12		3				
13		1				
14						
15						
16		5				
17						
18		1				
19						
20		4				
21						
22		1				
23						
24		1				
25	6					
26						
27						
28	3	1				
29						
30						
31				1		
32	6	2				
33				1		
34						
35						
36						
37		1		2		
38				1		
39			1	3		
40		2	1			
41			1	1		
42		1			3	
43				1		
44						
45				2		
46		1		1		
47						
48		3			1	
49				1		
50						
51		1				
52		2		2		
53				1		
54				2		
55		1		2	1	
56		3		2		
57			1			
58		2				
59						
60		1	1	1		
61			1	2		
62						
63				1		
64				1		
65						
66				1		
67		1		1		
68						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
69		1		1		
70						
71						
72				1		
73				1		
74						
75			1			
76						
77						
78				1		
79				1		
80						
81				1		
82						
83						
84						
85						
86						
87				1		
88						
89				4		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117		1				
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	15 (13.9)	42 (38.9)	7 (6.5)	39 (36.1)	5 (4.6)	
					総計	108 (100.0)

その7 大学教育職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				1
3				
4				4
5				4
6				2
7				7
8				2
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21		1		
22		1		
23			1	
24				
25		1		
26				
27				
28				
29				
30				
31			2	
32				
33			1	
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44			1	
45				
46				
47				
48			1	
49			1	
50				
51				
52				
53				
54		1		
55		1		
56			2	
57				
58				
59				
60		2	1	
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68		1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79			1	
80				
81			2	
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101		2		
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
特				1
計		10 (22.7)	13 (29.6)	21 (47.7)
			総計	44 (100.0)

その8 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5		66		1
6				
7				
8		69		1
9		12		2
10		3		2
11		3		5
12	1	58		10
13		10		14
14		4		10
15	2	1		6
16		13		10
17		27		14
18	1	57		6
19	1	5		8
20		41		1
21	1	22		6
22	1	60		3
23		5		1
24	1	32		1
25	1	17		4
26		63		1
27		4		1
28		21		1
29		22		
30	3	83		1
31	1	8		
32		17		
33	1	13		
34	3	89		
35		6		
36	1	22		
37		14		
38		87		
39		8		
40	5	18	1	
41	1	19	6	
42	3	15	14	
43		4	20	
44		78	10	
45	2	19	11	
46	2	23	14	
47	1	11	11	
48	2	15	8	
49		12	22	
50	3	92	7	
51		9	13	
52	2	27	19	
53		22	10	
54	3	54	13	
55	1	5	15	
56	3	68	7	
57	1	27	10	
58	1	34	17	
59	4	16	3	
60	2	43	8	
61		26	6	
62	2	49	5	
63	1	14		
64	1	18	3	
65		27	5	
66	2	25	3	
67		12		
68	1	29		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
69		15	2	
70	2	60		
71		19		
72	1	42		
73		21		
74	2	56		
75		14		
76	1	55		
77		23		
78	2	29		
79	2	4		
80		55		
81	1	17		
82		48		
83		27		
84	1	79		
85		21		
86		40		
87		24		
88	1	47		
89	1	25		
90	1	30		
91	1	23		
92		59		
93		28		
94	1	38		
95	1	41		
96	2	54		
97	3	25		
98	3	36		
99	2	42		
100	1	56		
101	1	25		
102	2	37		
103		39		
104		60		
105	1	22		
106		45		
107		46		
108	2	68		
109	1	33		
110	1	44		
111		46		
112		59		
113	1	29		
114		44		
115		29		
116		14		
117		24		
118		44		
119	1	27		
120		30		
121	1	41		
122		61		
123		27		
124		36		
125		39		
126		57		
127		33		
128		44		
129		44		
130		27		
131		47		
132		21		
133		51		
134		32		
135		42		
136		40		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
137		40		
138		36		
139		62		
140		25		
141		45		
142	1	33		
143		55		
144		55		
145		54		
146		57		
147		83		
148		95		
149		357		
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
計	102 (1.8)	5,330 (91.8)	263 (4.5)	109 (1.9)
			総計	5,804 (100.0)

その9 中学校小学校教育職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2					1
3					
4					
5					12
6					28
7					52
8					48
9					27
10					31
11					32
12					34
13					30
14					20
15					23
16					11
17		178			9
18					15
19		2			8
20		156			11
21		35			9
22		11			7
23		4			6
24		164			10
25		19			7
26		8			3
27		4			1
28		52			1
29		27			1
30		140			1
31		4			1
32		36			
33		25			2
34		161			
35		7			1
36		43			
37		19			
38		163			
39		6			
40		30			
41		17			
42		175			
43		7			
44		37			
45		29			
46		180			
47		9			
48		32			
49		25			
50		189	1		
51		10			
52		37	1		
53		39		1	
54		22		1	
55		5		2	
56		164			
57		21	1	3	
58		40		3	
59		23		3	
60		17		4	
61		17	1	8	
62		168	2	63	
63		11	1	6	
64		44		12	
65		21	2	42	
66		162	5	9	
67		18	6	4	
68		72	1	52	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
69		42	3	8	
70		104	1	16	
71		18	8	29	
72		65	3	11	
73		27	9	12	
74		37	6	29	
75		12	6	16	
76		24	3	16	
77		5	6	27	
78		72	6	8	
79		9	6	12	
80		61	2	12	
81		24	6	4	
82		91	4	8	
83		29	1	5	
84		83	2	4	
85		39	2	11	
86		63	1	5	
87		22	2	2	
88		81		3	
89		25	1	2	
90		72		2	
91		30		2	
92		91		1	
93		29		3	
94		62			
95		24			
96		97			
97		34	1		
98		71			
99		32			
100		38			
101		20			
102		25			
103		20			
104		18			
105		39			
106		17			
107		56			
108		34			
109		102			
110		23			
111		62			
112		44			
113		82			
114		37			
115		56			
116		38			
117		68			
118		40			
119		59			
120		35			
121		65			
122		35			
123		33			
124		20			
125		35			
126		11			
127		45			
128		42			
129		50			
130		22			
131		35			
132		38			
133		16			
134		18			
135		44			
136		20			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
137		29			
138		31			
139		47			
140		28			
141		39			
142		34			
143		32			
144		27			
145		39			
146		42			
147		26			
148		31			
149		32			
150		30			
151		20			
152		30			
153		38			
154		40			
155		34			
156		45			
157		35			
158		61			
159		49			
160		70			
161		69			
162		77			
163		76			
164		93			
165		459			
計		7,465 (88.2)	100 (1.2)	461 (5.4)	442 (5.2)
				総計	8,468 (100.0)

その10 公安職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									1	
3										
4								1		
5									26	
6								1	6	
7									3	
8			1							
9	56					1				
10						2				
11	5					1				
12	52	43	1	1		1				
13	7		1							
14	1	11		2		1				
15	6	4								
16	48	50	1		2					
17	4	73								
18	9	12	3	1						
19	10	8	1	1	1	1				
20	1	92	3		4		1			
21		5	1				1			
22		18	5	1	6	2				
23	1	10	1			1				
24	1	108	5	2	7	1	2			
25	1	7	2	1	4	1				
26		28	8	1	5	6				
27	1	8	2		3	1	1			
28	4	93	9	4	13	2		1		
29	2	7	3	3	5		1	3		
30	1	26	11	5	12	1	2	3		
31		9	3	2	6	2	2	12		
32		75	12	8	10	1		4		
33	3	6	1	4	3	3		4		
34	2	42	15	11	15	2	3	4		
35	2	15	3	6	8	3		3		
36		67	16	21	12	2		2		
37	1	7	5		10	2	2	2		
38		42	9	17	12	1	6	1		
39		10	5	11	12	1		3		
40	2	31	16	19	16	2	5	3		
41	2	7	6	7	6		9	1		
42		27	16	23	11	4	3	3		
43	1	14	2	15	11	2	17	1		
44	1	50	25	30	15		10	1		
45	3	8	10	12	9	3	2	1		
46	1	23	21	36	20	3	7			
47		13	5	9	17	3	8	1		
48		38	26	30	25	8	3			
49		8	5	16	19	2	3	4		
50	1	25	21	28	13	2	4			
51		10	5	12	15	5	6			
52		37	25	39	23	4	5			
53	1	7	8	5	22	3	8			
54		33	16	30	10	3	9			
55		5	3	22	18	2	9			
56		21	23	44	24	1	10			
57	1	10	8	16	21	3	2			
58		29	18	42	19	6	8			
59		13	7	16	17	4	3			
60	1	27	25	45	26	5	7			
61	1	9	7	19	21	4	5			
62		19	23	34	21	6	9			
63		11	13	12	20	2	7			
64		25	26	38	29	7	6			
65	1	6	14	14	25		3			
66		14	18	39	28	2	6			
67		12	11	19	15	2	4			
68		28	26	28	22	7	5			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
69	1	6	10	20	29	2	6			
70		14	20	27	19		6			
71		7	14	17	25	2	2			
72		19	13	30	17	4	3			
73		5	7	18	19	4	27			
74		8	15	29	15	2				
75		6	10	21	12	1				
76		5	11	31	15	4				
77		1	10	18	16	4				
78		3	17	30	19	2				
79		2	2	21	12	2				
80		2	11	14	15	5				
81			2	24	15	19				
82		1	8	16	12	3				
83			5	21	15	1				
84			8	20	17	3				
85			5	21	21	26				
86			6	21	10					
87			7	21	15					
88			7	21	11					
89			5	17	9					
90			1	8	18					
91			4	12	8					
92			5	9	18					
93			3	8	231					
94			1	12						
95			4	13						
96			1	13						
97			2	13						
98			5	14						
99			3	13						
100			3	11						
101			4	6						
102			1	20						
103			4	7						
104				14						
105			2	7						
106			4	5						
107			5	7						
108			3	12						
109				10						
110			2	9						
111			2	6						
112			1	8						
113			1	5						
114				10						
115			1	2						
116				11						
117				6						
118			1	4						
119			1	7						
120			2	7						
121			1	81						
122										
123										
124										
125			1							
126			1							
127										
128										
129										
130										
131			1							
132										
133										
134										
135										
136										

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
137 138 139 140 141										
			2							
計	235 (3.9)	1,515 (25.0)	821 (13.5)	1,629 (26.9)	1,301 (21.4)	218 (3.6)	248 (4.1)	59 (1.0)	36 (0.6)	
									総計	6,062 (100.0)

第4表 給料表別、年齢別人員分布

給料表 年齢	行 政 職	研 究 職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
17 歳以下	人	人	人	人	人
18 歳	8				
19	12				
20	10				
21	10				1
22	125	3		1	6
23	166	8			6
24	139	10	1	3	7
25	148	11	1	7	5
26	149	9	2	6	5
27	158	11	1	8	7
28	164	5	2	4	6
29	172	5	1	3	1
30	157	9	3	7	3
31	190	5		5	5
32	158	7		3	2
33	180	11		7	2
34	174	13		8	3
35	146	14	1	8	1
36	144	4		9	
37	152	6		5	3
38	140	5		11	4
39	138	9		9	1
40	112	10		10	3
41	106	10		6	
42	112	6	1	13	1
43	98	5		8	
44	106	6		12	1
45	122	6		13	1
46	144	8		11	2
47	130	7		10	2
48	121	5		10	1
49	133	4		4	3
50	129	11		8	4
51	180	5		7	3
52	182	11		8	1
53	205	11	1	12	1
54	204	8		4	4
55	196	10		7	
56	238	9		3	1
57	217	11		4	5
58	207	11		3	3
59	176	17		4	3
60	2				
61			3		
62					
63					
64			2		
65	1		1		
66～69	1		1		
70 歳以上					
計	5,962	316	21	261	107

(令和8年職員給与等実態調査)

福 祉 職	大学教育職	高等学校等 教 育 職	中学校小学校 教 育 職	公 安 職	計
	人	人	人	人	人
				55	63
				59	71
		3		65	78
		2		63	76
5		62	168	136	506
4		85	200	135	604
5		87	213	142	607
4		105	207	159	647
5		116	222	156	670
3		122	236	158	704
5		120	236	137	679
2		131	258	145	718
1		139	232	133	684
3		142	275	159	784
2		162	286	136	756
3		168	265	151	787
5	1	151	262	168	785
3	1	152	247	192	765
3	1	151	235	163	710
		170	258	184	778
2		173	222	198	755
4		149	227	193	730
3		125	234	200	697
		145	238	204	709
3	1	147	220	204	708
3	2	163	200	194	673
5	3	158	207	194	692
4	1	173	198	187	705
3	3	157	194	192	714
2	1	149	184	187	672
2	1	151	177	174	642
3	1	176	163	164	651
3	1	176	170	135	637
3		186	194	132	710
2	1	195	202	125	727
2	1	229	208	156	826
4	2	183	188	112	709
3	1	156	187	89	649
1	3	160	221	87	723
1		183	275	81	777
2	1	179	281	83	770
	6	195	261	75	737
		5	4		11
	2	1	5		11
	2	2	1		5
	4	2	2		8
	3	2			7
		7	3		12
	1	7	2		12
		2			2
108	44	5,804	8,468	6,062	27,153

第5表 扶養親族数別職員数

(令和8年職員給与等実態調査)

任命権者 扶養親族数	知 事	教 委	警 察	計
1 人	750	1,837	1,051	3,638
2 人	753	2,401	1,545	4,699
3 人	189	834	608	1,631
4 人	9	84	74	167
5 人	1	8	6	15
6 人 以 上	1	0	0	1
計	1,703	5,164	3,284	10,151

(注) 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっている者である。

第6表 管理職手当の支給状況

(令和8年職員給与等実態調査)

区分 機関等	本 庁	出 先 機 関	受 給 者
1 種	部 長	機 関 の 長	人 54
2 種	局 長	機 関 の 長	115
3 種	課 長	機 関 の 長	355
4 種	課 の 参 事	機関の長、次長、参事	509
5 種		校 長	302
6 種		校 長 、 教 頭	421
7 種		教 頭	400
8 種		学 校 の 部 主 事	93
計			人 2,249
受 給 者 1 人 当 た り の 平 均 手 当 月 額			円 64,475

第7表 住居手当の支給状況

(令和8年職員給与等実態調査)

任命権者 区分		知事	教委	警察	計
受給者		人 1,492	人 3,724	人 1,521	人 6,737
手当月額 13,000 円未満の受給者		0	3	2	5
13,000 円以上 30,000 円未満の受給者		462	1,467	518	2,447
30,000 円の受給者		1,030	2,254	1,001	4,285
借家・借間に係る受給者 1人当たり平均手当月額		円 28,689	円 28,322	円 28,825	円 28,517

配偶者等の居住 する借家・借間	受給者	人 5	人 1	人 5	人 11
	平均手当月額	円 15,000	円 15,000	円 14,940	円 14,973

第8表 通勤手当等の状況

その1 通勤手当の支給状況

(令和8年職員給与等実態調査)

任命権者 区分		知事	教委	警察	計
受給者		人 4,388	人 13,860	人 5,763	人 24,011
交通機関等の利用者		2,298	544	1,136	3,978
交通用具のみ使用者		1,374	12,809	4,072	18,255
交通機関等・交通用具併用者		716	507	555	1,778
非受給者		677	1,454	1,011	3,142
計		5,065	15,314	6,774	27,153
受給者1人当たりの平均手当月額		円 25,922	円 10,798	円 16,429	円 14,913

その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び平均通勤手当月額

受給区分 利用方法		通勤手当受給者 (駐車場等含む)	通勤手当受給者 (駐車場等除く)	支給限度額超過者
交通機関等 利用者	利 用 人 員	3,978 人	3,978 人	0 人
	平 均 運 賃 額	27,895 円	27,895 円	- 円
	平均手当月額	27,895 円	27,895 円	- 円
	充 当 率	100.0 %	100.0 %	- %
交 通 用 具 使 用 者	利 用 人 員	18,255 人	18,255 人	0 人
	平 均 所 要 額	8,757 円	8,757 円	- 円
	平均手当月額	8,757 円	8,757 円	- 円
	充 当 率	100.0 %	100.0 %	- %
交通機関等 と交通用具 との併用者	利 用 人 員	1,778 人	1,778 人	1 人
	平 均 所 要 額	49,094 円	48,601 円	153,280 円
	平均手当月額	49,093 円	48,599 円	150,000 円
	充 当 率	100.0 %	100.0 %	97.9 %
計	利 用 人 員	24,011 人	24,011 人	1 人
	平 均 所 要 額	14,914 円	14,878 円	153,280 円
	平均手当月額	14,914 円	14,878 円	150,000 円
	充 当 率	100.0 %	100.0 %	97.9 %

- (注) 1 通勤手当受給者(駐車場等含む)欄の平均所要額の算出において、職員の給与に関する条例第11条第2項第6号、静岡県教職員の給与に関する条例第12条第2項第6号及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例第11条の2第2項第6号(以下「給与条例第11条第2項第6号等」という。)に係る駐車場等を利用した場合の駐車場所要額は、給与条例第11条第2項第6号等の規定による通勤手当の額を用いている。
- 2 通勤手当受給者(駐車場等除く)欄の平均所要額及び平均手当月額には、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員が利用する場合の駐車料金相当額を含み、給与条例第11条第2項第6号等に係る駐車場等に係る通勤手当額は含まない。
- 3 通勤手当受給者とは、通勤手当を受給する全ての者であり、支給限度額超過者とは、1か月当たりの運賃額、交通用具使用分相当額及び1に掲げる駐車場所要額又は2に掲げる駐車料金相当額の合計が150,000円を超える者である。
- 4 充当率とは、1か月の通勤に支給される平均通勤手当額(平均手当月額)を1か月の通勤に支払っている平均運賃額又は平均所要額で除して、百分率で表したものである。
- 5 交通機関等と交通用具との併用者欄及び計欄の平均所要額とは、運賃額、交通用具使用分相当額及び1に掲げる駐車場所要額又は2に掲げる駐車料金相当額の合計の平均額である。

その3 駐車場等に係る通勤手当

住居側区間受給者	利用人員 平均手当額	50人 2,890円
勤務公署側区間受給者	利用人員 平均手当額	158人 4,533円
住居側区間及び 勤務公署側区間受給者	利用人員 平均手当額	3人 5,767円

- (注) 1 住居側区間受給者とは、職員の住居と当該住居の最寄りの駅との間(以下「住居側区間」という。)の通勤が不便であるため自動車等を使用して駐車場等に係る通勤手当を受給する者であり、3に掲げる者を含まない。
- 2 勤務公署側区間受給者とは、勤務公署と当該勤務公署の最寄りの駅との間(以下「勤務公署側区間」という。)の通勤が不便であるため自動車等を使用して駐車場等に係る通勤手当を受給する者であり、3に掲げる者を含まない。
- 3 住居側区間及び勤務公署側区間受給者とは、住居側区間及び勤務公署側区間の通勤が不便であるため自動車等を使用して駐車場等に係る通勤手当を受給する者である。

その４ 交通用具の使用距離別職員数

使用区分 距離	自 転 車	自 動 二輪車等	自 動 四 輪 車	計	平均使用 距 離
	人	人	人	人	Km
2km 以上 3km 未満	553	87	1,157	1,797	2.0
3 " 5 "	426	195	2,969	3,590	3.5
5 " 10 "	144	230	5,611	5,985	6.7
10 " 15 "	16	108	3,047	3,171	11.8
15 " 20 "	1	67	1,671	1,739	16.9
20 " 30 "		52	1,947	1,999	24.1
30 " 40 "	1	19	899	919	33.5
40 " 50 "		5	344	349	44.4
50 " 60 "		3	196	199	54.2
60km 以上のもの			285	285	70.8
計	1,141	766	18,126	20,033	12.1

(注) 交通用具の使用区分は、他の交通用具との併用を含み、その場合は自動四輪車、自動二輪車等、

(内訳)

交 通 用 具 の み 使 用				交 通 機 関 と 併 用			
自 転 車	自 動 二輪車等	自 動 四 輪 車	計	自 転 車	自 動 二輪車等	自 動 四 輪 車	計
人	人	人	人	人	人	人	人
327	53	1,039	1,419	226	34	118	378
292	141	2,774	3,207	134	54	195	383
121	189	5,461	5,771	23	41	150	214
15	104	3,004	3,123	1	4	43	48
1	66	1,659	1,726		1	12	13
	52	1,925	1,977			22	22
1	19	807	827			92	92
	4	136	140		1	208	209
	1	41	42		2	155	157
		23	23			262	262
757	629	16,869	18,255	384	137	1,257	1,778

自転車の優先順位で計上している。

第9表 職員数の推移

(令和8年職員給与等実態調査)

区 分	令和8年4月 (A)	平成28年4月 (B)	(A)－(B)	(A) / (B)
知 事 部 局	人 5,111	人 5,372	人 △ 261	% 95.1
うち行政職給料表関係 (技能労務職員を含む。)	4,264	4,526	△ 262	94.2
うち医療職給料表関係	382	392	△ 10	97.4
教 育 委 員 会	15,353	23,463	△ 8,110	65.4
うち高等学校等教育職 給料表関係	5,782	6,479	△ 697	89.2
うち中学校小学校教育職 給料表関係	8,468	15,383	△ 6,915	55.0
警 察 本 部	6,775	6,871	△ 96	98.6
うち公安職給料表関係	6,062	6,129	△ 67	98.9
企 業 局	116	116	0	100.0
が ん セ ン タ ー 局	1,100	908	192	121.1
計	28,455	36,730	△ 8,275	77.5

- (注) 1 「知事部局」の区分は、県議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、
収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局を含む。
- 2 職員数には、各区分のとおり技能労務職員並びに企業局及びがんセンター局の職員を含む。
- 3 平成29年4月1日から政令指定都市の教職員の給与負担が都道府県から政令指定都市へ
移譲されたことに伴い、当該教職員が調査対象外となったため、令和8年の教育委員会の
職員数が平成28年に比べて大きく減少している。

第 10 表 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の適用給料表別、級別人員
(令和 8 年職員給与等実態調査)

1 暫定再任用職員(フルタイム勤務)

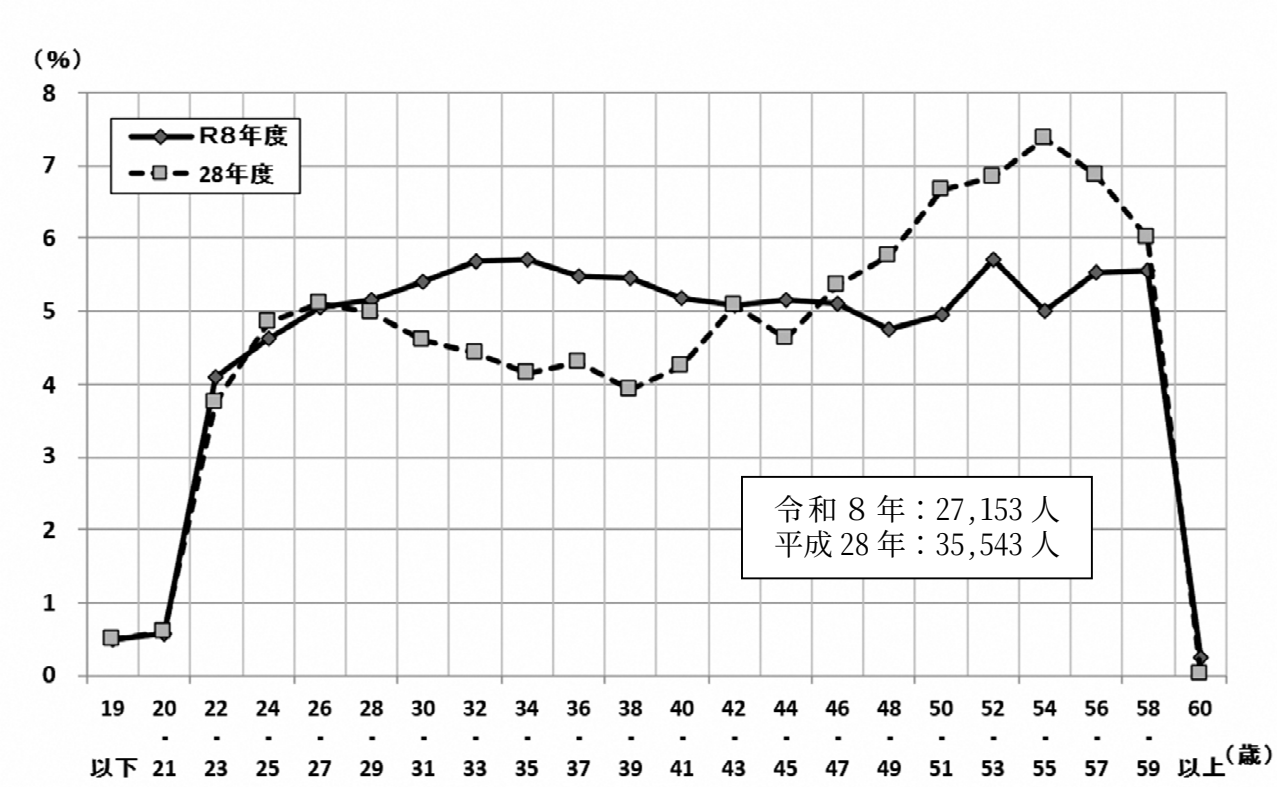
給 料 表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行 政 職 給 料 表	人 199	人	人	人 178	人	人 11	人 6	人 3	人	人 1	人
研 究 職 給 料 表	3			2	1						
医 療 職 給 料 表 (2)	9				8		1				
医 療 職 給 料 表 (3)	3				3						
福 祉 職 給 料 表	2		2								
高等学校等教育職給料表	241	5	236								
中学校小学校教育職給料表	327		327								
行 政 職 給 料 表 (2)	20		20								
合 計	804										
6 0 歳											
6 1 歳	2										
6 2 歳	328										
6 3 歳	263										
6 4 歳	211										

(注) 該当人員のいる給料表のみ掲載した。(下表について同じ。)

2 暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員

給 料 表		級 計	1	2	3	4	5	6
行 政 職 給 料 表	暫定	人 36	人	人	人	人	人	人
	定年前	14			13	1		
医 療 職 給 料 表 (3)	暫定	4				4		
	定年前	0						
高等学校等教育職給料表	暫定	185		185				
	定年前	41		41				
中学校小学校教育職給料表	暫定	86		86				
	定年前	40		40				
公 安 職 給 料 表	暫定	26				23	3	
	定年前	15				11	4	
合 計	暫定	337						
	定年前	110						
6 0 歳	定年前	49						
6 1 歳	定年前	61						
6 2 歳	暫定	118						
6 3 歳	暫定	94						
6 4 歳	暫定	125						

第 11 表 年齢階層別人員構成比（全職員）（令和 8 年と平成 28 年との比較）
 （令和 8 年職員給与等実態調査）



（注） 職員数は、第2表の調査対象職員のみで比較

2 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職県職員の給与を検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,515事業所

イ 調査対象職種

行政職相当職種22職種及びその他の職種54職種の合計76職種

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を組織、規模及び産業により32層（静岡市9層、浜松市9層、政令市以外14層）に区分し、各層から386事業所を無作為に抽出して、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

初任給関係 1,470 人（行政職に相当する調査実人員 1,421 人）、初任給関係以外の調査職種 20,316 人（行政職に相当する調査実人員 19,119 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、132,703 人であり、行政職に相当するものは 113,033 人である。）

イ 復 元

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 12 表 産業別、企業規模別調査事業所数

（令和 8 年職種別民間給与実態調査）

企業規模 産 業	静 岡 県					全 国（参 考）				
	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満
事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	325	73	34	57	161	8,144	1,673	1,211	1,257	4,003
農業、林業、漁業	0	0	0	0	0	12	0	0	1	11
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	11	4	1	0	6	559	116	80	87	276
製造業	169	28	16	33	92	3,342	488	532	553	1,769
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	59	18	6	8	27	1,350	336	197	190	627
卸売業、小売業	18	3	2	2	11	649	128	100	114	307
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	20	5	3	6	6	361	117	83	50	111
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	48	15	6	8	19	1,871	488	219	262	902

- （注） 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査の対象外であることが判明した事業所が 6 所、調査不能の事業所が 55 所あった。
- 2 調査対象事業所 386 所から企業規模、事業所規模等が調査の対象外であることが判明した事業所 6 所を除いた 380 所に占める調査完了事業所 325 所の割合（調査完了率）は、85.5%
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	円 300,725	円 302,161	円 * 260,000
		大学卒	253,401	256,719	242,809
		短大卒	216,580	218,925	* 205,250
		高校卒	200,258	201,806	195,583
	新卒技術者	大学院修士課程修了	299,706	305,741	277,724
		大学卒	260,155	269,158	246,355
		短大卒	219,580	228,286	199,000
		高校卒	210,309	212,680	205,868
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	299,939	304,783	276,930
		大学卒	256,391	261,533	244,824
		短大卒	218,648	225,038	200,289
		高校卒	205,276	206,851	201,573
その他	新卒研究員	大学卒	* 269,078	* 244,000	* 284,832
	準新卒医師	大学卒	—	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	x	x	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	—	—	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—
	新卒栄養士	短大卒	—	—	—
	準新卒看護師	養成所卒	—	—	—
	準新卒准看護師	養成所卒	* 220,100	* 220,100	—

(注) 1 「*」は、調査実人員が10人以下であることを示す。

2 「x」は調査実人員が1事業所の場合である。

3 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

4 「準新卒」とは、令和7年度中に資格免許を取得し、令和8年4月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については令和5年3月又は令和6年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和8年4月までの間に採用された者（令和7年4月採用者を除く）に限っている。

第 14 表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その 1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和 8 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	31	52.6	813,882	7,146	806,736	構成員 50 人以上の支 店（社）の長（取締役 兼任者を除く。）
	大 学 卒	23	53.8	861,054	863	860,191	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	8	49.3	685,395	24,262	661,133	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	29	53.9	752,930	585	752,345	構成員 50 人以上の工 場の長（取締役兼任者 を除く。）
	大 学 卒	17	53.4	792,086	1,032	791,054	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	10	54.1	708,341	0	708,341	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務部長	589	52.9	678,413	2,949	675,464	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長、 職能資格等が同等と認 められる部の長及び部 長級専門職（取締役兼 任者を除く。）
	大 学 卒	454	52.6	695,780	2,909	692,871	
	短 大 卒	31	54.2	644,232	3,575	640,657	
	高 校 卒	103	53.9	638,945	2,907	636,038	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術部長	402	52.8	709,731	2,282	707,449	同 上
	大 学 卒	271	52.7	729,618	2,179	727,439	
	短 大 卒	59	53.1	687,242	4,155	683,087	
	高 校 卒	72	52.9	657,577	1,112	656,465	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	361	51.5	647,224	5,172	642,052	上記部長に事故等のあ るときの職務代行者、 職能資格等が同等と認 められる部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
	大 学 卒	317	51.3	654,130	4,886	649,244	
	短 大 卒	19	54.0	603,175	417	602,758	
	高 校 卒	25	53.0	606,190	11,365	594,825	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	247	51.2	676,667	2,479	674,188	同 上
	大 学 卒	190	51.0	666,365	1,785	664,580	
	短 大 卒	27	51.6	738,639	7,833	730,806	
	高 校 卒	30	52.2	737,973	5,728	732,245	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長	1,470	49.2	592,144	10,843	581,301	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長、 職能資格等が同等と認 められる課の長及び課 長級専門職
	大 学 卒	1,062	48.1	604,736	11,495	593,241	
	短 大 卒	115	52.8	553,036	7,891	545,145	
	高 校 卒	289	51.5	565,592	9,487	556,105	
	中 学 卒	4	50.0	490,240	38,040	452,200	
	技術課長	1,074	49.1	643,017	9,996	633,021	同 上
	大 学 卒	722	48.4	659,262	7,397	651,865	
	短 大 卒	95	50.1	591,218	14,681	576,537	
	高 校 卒	255	50.5	602,758	17,877	584,881	
	中 学 卒	2	54.5	560,367	3,813	556,554	

(注) 「*」は、調査実人員が 1 人であることを示す (以下本表において同じ。)

「中間職 (部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう (以下 2 及び 3 において同じ。)

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額		(A) - (B)	備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	442	47.7	520,475	26,175	494,300	前記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が 同等と認められる課長代 理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大 学 卒	324	46.8	527,934	25,065	502,869	
	短 大 卒	49	51.3	518,683	28,991	489,692	
	高 校 卒	69	49.7	492,781	28,618	464,163	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	282	46.7	544,062	49,823	494,239	同 上
	大 学 卒	201	46.2	556,219	41,474	514,745	
	短 大 卒	24	48.1	528,999	51,742	477,257	
	高 校 卒	57	47.7	509,658	76,300	433,358	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	1,403	46.0	483,394	60,390	423,004	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	853	43.9	481,223	59,800	421,423	
	短 大 卒	175	49.1	453,285	50,550	402,735	
	高 校 卒	366	49.1	498,903	64,566	434,337	
	中 学 卒	9	53.0	508,542	90,898	417,644	
	技術係長	1,428	45.7	566,380	95,892	470,488	同 上
	大 学 卒	776	43.2	563,599	94,541	469,058	
	短 大 卒	146	47.8	531,674	76,750	454,924	
	高 校 卒	489	48.7	581,383	104,424	476,959	
	中 学 卒	17	52.1	681,171	132,263	548,908	
	事務主任	956	41.6	413,860	54,286	359,574	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間） 同 上
	大 学 卒	554	38.3	407,872	57,658	350,214	
	短 大 卒	108	46.8	389,022	34,059	354,963	
	高 校 卒	292	45.9	436,209	53,880	382,329	
	中 学 卒	2	45.0	347,054	46,707	300,347	
	技術主任	820	44.2	488,156	84,540	403,616	同 上
	大 学 卒	332	41.4	465,403	73,894	391,509	
	短 大 卒	103	45.2	458,113	80,808	377,305	
	高 校 卒	358	45.7	507,325	91,219	416,106	
	中 学 卒	27	53.4	607,201	136,946	470,255	
	事務係員	4,558	38.2	375,780	42,204	333,576	
	大 学 卒	2,432	35.3	386,797	46,723	340,074	
	短 大 卒	609	44.3	365,981	34,087	331,894	
	高 校 卒	1,502	40.2	362,625	38,035	324,590	
	中 学 卒	15	42.4	326,468	45,086	281,382	
	技術係員	4,231	35.8	396,350	57,611	338,739	
	大 学 卒	2,222	33.6	407,621	62,403	345,218	
	短 大 卒	547	39.2	389,612	50,912	338,700	
	高 校 卒	1,445	37.9	378,960	51,553	327,407	
	中 学 卒	17	46.4	374,178	35,908	338,270	

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下2及び3において同じ。）。

「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下2及び3において同じ。）。

2 企業規模 500 人以上

(令和 8 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和 8 年 4 月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	24 人	53.0 歳	856,482 円	1,185 円	855,297 円	構成員 50 人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任 者を除く。)
	大 学 卒	18	54.1	897,904	1,110	896,794	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	6	50.0	739,322	1,397	737,925	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	22	54.0	769,365	785	768,580	構成員 50 人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	14	54.1	837,730	1,224	836,506	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	6	52.5	647,112	0	647,112	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務部長	401	53.1	710,102	1,979	708,123	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長、職能資 格等が同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	323	52.7	727,487	1,864	725,623	
	短 大 卒	19	54.2	651,955	1,834	650,121	
	高 校 卒	59	54.5	673,291	2,415	670,876	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	271	53.3	743,329	2,140	741,189	同 上
	大 学 卒	189	53.2	757,864	1,470	756,394	
	短 大 卒	34	53.2	724,791	5,997	718,794	
	高 校 卒	48	53.9	698,808	1,719	697,089	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	302	51.4	656,877	2,370	654,507	上記部長に事故等のある ときの職務代行者、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職 中間職 (部長一課長間)
	大 学 卒	273	51.1	657,380	2,610	654,770	
	短 大 卒	14	54.9	628,936	534	628,402	
	高 校 卒	15	52.7	672,969	514	672,455	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	201	51.2	684,022	2,079	681,943	同 上
	大 学 卒	166	51.0	669,019	1,449	667,570	
	短 大 卒	14	52.3	914,608	12,354	902,254	
	高 校 卒	21	51.9	758,733	4,838	753,895	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長	1,033	48.8	618,998	7,895	611,103	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長、職能資 格等が同等と認められる 課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	792	47.8	631,108	9,030	622,078	
	短 大 卒	65	52.2	554,691	4,872	549,819	
	高 校 卒	174	51.9	595,204	3,948	591,256	
	中 学 卒	2	53.5	519,993	58,345	461,648	
	技術課長	729	49.0	683,101	8,419	674,682	同 上
	大 学 卒	535	48.3	686,841	5,982	680,859	
	短 大 卒	37	50.0	661,848	10,454	651,394	
	高 校 卒	156	51.3	671,897	19,599	652,298	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給 する給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A）－（B）		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 288	歳 48.2	円 546,444	円 23,772	円 522,672	前記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が 同等と認められる課長代 理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上	
	大 学 卒	225	47.4	545,534	21,766	523,768		
	短 大 卒	30	51.5	541,584	30,345	511,239		
	高 校 卒	33	51.3	555,316	28,527	526,789		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	179	46.9	577,830	64,437	513,393		
	大 学 卒	138	46.3	576,555	55,358	521,197		
	短 大 卒	15	49.6	525,235	48,576	476,659		
	高 校 卒	26	48.5	606,950	117,871	489,079		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	900	46.0	512,159	67,432	444,727	係の長及び係長級専 門職	
	大 学 卒	548	43.9	503,800	65,216	438,584		
	短 大 卒	99	49.5	496,332	63,902	432,430		
	高 校 卒	247	49.1	531,933	71,779	460,154		
	中 学 卒	6	51.7	557,640	102,100	455,540		
	技術係長	1,165	45.8	577,104	99,464	477,640		同 上
	大 学 卒	641	43.3	571,734	97,921	473,813		
	短 大 卒	92	47.6	552,292	78,819	473,473		
	高 校 卒	418	48.9	593,676	107,874	485,802		
	中 学 卒	14	52.6	713,814	140,737	573,077		
	事務主任	606	41.2	429,264	58,891	370,373	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長－係員間） 同 上	
	大 学 卒	361	37.6	415,566	61,667	353,899		
	短 大 卒	50	47.0	417,268	35,055	382,213		
	高 校 卒	194	46.4	466,626	57,981	408,645		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術主任	454	44.9	535,465	103,597	431,868		
	大 学 卒	135	41.5	512,472	94,401	418,071		
	短 大 卒	38	46.0	536,563	105,633	430,930		
	高 校 卒	255	45.6	537,405	103,841	433,564		
	中 学 卒	26	54.1	626,070	143,453	482,617		
事務係員	2,884	38.0	388,943	45,417	343,526	同 上		
大 学 卒	1,595	34.9	395,097	49,550	345,547			
短 大 卒	385	44.9	378,435	36,601	341,834			
高 校 卒	899	40.5	382,701	41,689	341,012			
中 学 卒	5	44.2	328,026	50,254	277,772			
技術係員	2,812	35.4	402,982	59,757	343,225			
大 学 卒	1,463	33.0	414,630	65,008	349,622			
短 大 卒	306	39.1	394,079	52,086	341,993			
高 校 卒	1,035	37.7	385,056	52,824	332,232			
中 学 卒	8	47.4	388,410	36,283	352,127			

3 企業規模 100 人以上 500 人未満

(令和 8 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	7	51.1	671,560	27,063	644,497	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	5	52.8	732,393	0	732,393	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	47.0	524,820	92,345	432,475	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	7	53.7	704,929	0	704,929	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	3	50.0	546,612	0	546,612	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	4	56.5	789,594	0	789,594	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	188	52.7	602,802	5,263	597,539	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長、職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
	大 学 卒	131	52.4	613,668	5,616	608,052	
	短 大 卒	12	54.2	616,321	9,866	606,455	
	高 校 卒	44	53.1	578,332	3,775	574,557	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技 術 部 長	131	51.8	625,026	2,639	622,387	同 上
	大 学 卒	82	51.7	644,728	4,310	640,418	
	短 大 卒	25	52.9	617,140	717	616,423	
	高 校 卒	24	50.8	581,933	0	581,933	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 次 長	59	52.3	590,638	21,598	569,040	上 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者、職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 - 課 長 間)
	大 学 卒	44	52.2	630,313	21,566	608,747	
	短 大 卒	5	51.6	511,753	0	511,753	
	高 校 卒	10	53.4	487,077	30,721	456,356	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 次 長	46	51.3	608,995	6,156	602,839	同 上
	大 学 卒	24	50.8	618,507	7,840	610,667	
	短 大 卒	13	50.8	504,419	1,815	502,604	
	高 校 卒	9	53.0	695,089	7,568	687,521	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 課 長	437	50.1	515,135	19,296	495,839	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長、職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職
	大 学 卒	270	49.2	511,520	20,209	491,311	
	短 大 卒	50	53.4	550,059	13,322	536,737	
	高 校 卒	115	51.0	510,173	19,852	490,321	
	中 学 卒	2	46.5	434,500	0	434,500	
	技 術 課 長	345	49.2	518,248	14,906	503,342	同 上
	大 学 卒	187	48.9	534,428	13,800	520,628	
	短 大 卒	58	50.1	518,306	19,044	499,262	
	高 校 卒	99	49.2	489,354	15,054	474,300	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額		(A) - (B)	備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	154人	46.8歳	467,905円	31,039円	436,866円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大 学 卒	99	45.6	486,162	32,896	453,266	
	短 大 卒	19	51.0	468,684	26,035	442,649	
	高 校 卒	36	48.1	423,368	28,720	394,648	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	103	46.3	495,191	28,672	466,519	同 上
	大 学 卒	63	46.0	517,918	15,324	502,594	
	短 大 卒	9	45.6	533,148	55,231	477,917	
	高 校 卒	31	47.1	441,136	47,022	394,114	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	503	45.9	427,922	46,809	381,113	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	305	43.9	437,690	49,356	388,334	
	短 大 卒	76	48.5	400,541	34,189	366,352	
	高 校 卒	119	49.1	422,397	47,858	374,539	
	中 学 卒	3	55.7	371,287	59,582	311,705	
	技術係長	263	45.2	471,076	64,146	406,930	同 上
	大 学 卒	135	42.7	474,562	57,539	417,023	
	短 大 卒	54	48.1	466,130	70,171	395,959	
	高 校 卒	71	47.6	467,206	72,383	394,823	
	中 学 卒	3	49.7	486,290	81,666	404,624	
	事務主任	350	42.2	376,378	43,079	333,299	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	193	39.6	383,600	45,012	338,588	
	短 大 卒	58	46.5	362,156	33,112	329,044	
	高 校 卒	98	44.9	372,982	45,356	327,626	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	366	43.3	429,489	60,908	368,581	同 上
	大 学 卒	197	41.3	438,245	62,062	376,183	
	短 大 卒	65	44.8	406,689	64,535	342,154	
	高 校 卒	103	46.2	425,999	57,094	368,905	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務係員	1,674	38.5	340,398	33,566	306,832	
	大 学 卒	837	36.2	361,852	38,226	323,626	
	短 大 卒	224	43.5	336,348	28,104	308,244	
	高 校 卒	603	39.8	314,011	29,188	284,823	
	中 学 卒	10	41.5	325,858	43,065	282,793	
	技術係員	1,419	36.6	369,214	48,829	320,385	
	大 学 卒	759	34.8	376,458	50,821	325,637	
	短 大 卒	241	39.2	378,516	47,995	330,521	
	高 校 卒	410	38.3	352,709	46,079	306,630	
	中 学 卒	9	45.4	349,126	35,247	313,879	

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
技能 ・ 労務 関係 職種	電話交換手	- 人	- 歳	- 円	- 円	- 円	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	4	55.5	609,870	227,518	382,352	
	守 衛	2	57.0	367,737	0	367,737	
	用務員	-	-	-	-	-	
研究 関係 職種	研究所長	2	53.5	699,991	6,865	693,126	構成員50人以上の所長(取締役兼任者を除く。)2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	33	51.7	659,782	2,073	657,709	
	研究室(係)長	37	45.3	568,024	43,157	524,867	
	主任研究員	13	44.7	461,742	18,574	443,168	
	研究員	126	35.7	439,921	41,135	398,786	
	研究補助員	50	42.6	375,077	21,511	353,566	
医 療 関 係 職 種	病院長	3	73.3	2,173,637	38,328	2,135,309	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	10	61.6	1,971,968	93,312	1,878,656	
	医科長	10	54.3	1,733,688	69,766	1,663,922	
	医師	58	51.6	1,476,594	72,763	1,403,831	
	歯科医師	2	52.0	1,026,453	0	1,026,453	
	薬局長	4	54.5	575,662	39,993	535,669	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	23	46.2	440,224	44,804	395,420	
	診療放射線技師	41	39.4	337,888	22,274	315,614	
	臨床検査技師	38	41.5	320,921	15,951	304,970	
	栄養士	27	36.5	280,588	13,768	266,820	
	理学療法士	147	30.7	307,823	18,654	289,169	
	作業療法士	68	33.8	313,906	14,794	299,112	
	総看護師長	7	58.6	609,275	5,530	603,745	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師長	41	55.2	461,069	33,035	428,034	
	看護師	198	40.5	379,977	58,195	321,782	
	准看護師	35	48.9	367,603	77,112	290,491	

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額		(A) - (B)	備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)		
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	16人	56.8歳	725,677円	0円	725,677円	
	大学教授	46	55.9	586,800	0	586,800	
	大学准教授	36	47.6	492,444	0	492,444	
	大学講師	20	39.5	417,443	0	417,443	
	大学助教	-	-	-	-	-	
	高等学校校長	*	*	*	*	*	
	高等学校教頭	6	54.8	569,683	3,021	566,662	
	高等学校教諭	93	41.6	453,418	7,122	446,296	
海 事 関 係 職 種	遠 洋	船長・機関長	-	-	-	-	航行区域に限定の ない総トン数 20 トン以上の船舶の 乗組員
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	
		三等航海士・機関士	-	-	-	-	
		運航士	-	-	-	-	
		甲板長・操機長	-	-	-	-	
		甲板手・操機手	-	-	-	-	
		甲板員・機関員	-	-	-	-	
	近 海	船長・機関長	-	-	-	-	北緯 63 度から南 緯 11 度の間及び 東 経 94 度 から 175 度の間の水域 を航行区域とする 総トン数 20 トン 以上の船舶の 乗組員
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	
		三等航海士・機関士	-	-	-	-	
		甲板長・操機長	-	-	-	-	
		甲板手・操機手	-	-	-	-	
		甲板員・機関員	-	-	-	-	
	沿 海 ・ 平 水	船長・機関長	-	-	-	-	港内又は湾内を 航行区域とする 総トン数 5 トン 以上の船舶の乗 組員
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	
		三等航海士・機関士	-	-	-	-	
		甲板長・操機長	-	-	-	-	
		甲板手・操機手	-	-	-	-	
		甲板員・機関員	-	-	-	-	

その3 再雇用者
企業規模計

(令和8年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	*	*	円	円	円	その1の1企 業規模計の備 考欄参照
	60歳	*	-	*	*	*	
	事 務 ・ 技 術 部 長	97	62.3	660,001	3,771	656,230	
	60歳	21	-	686,892	130	686,762	
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	24	61.3	592,474	3,750	588,724	
	60歳	8	-	576,935	0	576,935	
	事 務 ・ 技 術 課 長	153	62.3	582,992	4,728	578,263	
	60歳	28	-	558,057	8,032	550,025	
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	31	63.4	513,813	3,091	510,723	
	60歳	3	-	478,283	0	478,283	
	事 務 ・ 技 術 係 長	78	62.3	344,105	21,199	322,906	
	60歳	12	-	324,520	17,435	307,085	
	事 務 ・ 技 術 主 任	15	62.9	506,612	58,903	447,709	
	60歳	4	-	425,430	39,434	385,996	
	事 務 ・ 技 術 係 員	1,045	62.2	342,165	20,579	321,586	
	60歳	223	-	343,290	22,007	321,283	

(参考) 県職員 (行政職) と民間従業員の職務の対応

行 政 職 給 料 表	企業規模 500人以上 の事業所	企業規模 100人以上500人未満 の事業所
10級	支店長、工場長 部 長、部次長 中間職 (部長－課長間)	
9級		
8級	課 長	支店長、工場長 部 長、部次長 中間職 (部長－課長間)
7級		
6級	課長代理 中間職 (課長－係長間)	課 長
5級		
4級	係 長	課長代理 中間職 (課長－係長間)
3級		係 長
2級	主 任 中間職 (係長－係員間)	主 任 中間職 (係長－係員間)
1級	係 員	係 員

第 15 表 民間における初任給の改定状況

(令和 8 年職種別民間給与実態調査)
(単位：％)

学歴・企業規模			新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
				増 額	据置き	減 額	
静岡県	大学卒	規模計	68.6	(83.4)	(15.9)	(0.7)	31.4
		500 人以上	92.4	(89.4)	(10.6)	—	7.6
		100 人以上 500 人未満	45.7	(71.8)	(26.3)	(1.9)	54.3
	高校卒	規模計	61.7	(81.5)	(18.5)	—	38.3
		500 人以上	80.6	(86.2)	(13.8)	—	19.4
		100 人以上 500 人未満	43.6	(73.1)	(26.9)	—	56.4
全 国	大学卒	規模計	61.9	(74.7)	(24.9)	(0.3)	38.1
		500 人以上	89.0	(81.7)	(18.3)	—	11.0
		100 人以上 500 人未満	54.3	(71.5)	(28.0)	(0.5)	45.7
	高校卒	規模計	36.5	(78.4)	(21.3)	(0.3)	63.5
		500 人以上	57.7	(86.1)	(13.9)	—	42.3
		100 人以上 500 人未満	30.5	(74.3)	(25.2)	(0.5)	69.5

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について回答のあった事業所(全国は本店)を対象として集計したものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。

第 16 表 民間における住宅手当の支給状況

(令和 8 年職種別民間給与実態調査)

	支給する	支給しない	借家・借間居住者に対する住宅手当最高支給額の中位階層
静岡県	60.9%	39.1%	29,000 円以上 30,000 円未満
全 国	54.8%	45.2%	30,000 円以上 31,000 円未満

第 17 表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その 1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

(令和 8 年職種別民間給与実態調査)

	転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
		一時金	一時金以外	
静岡県	86.4%	74.5%	69.4%	13.6%
全 国	90.3%	74.6%	56.8%	9.7%

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を 100 とした割合である（複数回答）。

その 2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

(令和 8 年職種別民間給与実態調査)

	帰宅費用 を支給 する	年間支給回数						帰宅費用 を支給 しない
		1～11 回	12 回	13～23 回	24 回	25 回以上	平均	
	%	%	%	%	%	%	回	%
静岡県	86.2	(12.4)	(46.6)	(5.9)	(29.3)	(5.8)	16.1	13.8
全 国	79.0	(15.4)	(51.0)	(9.1)	(19.0)	(5.5)	15.0	21.0

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を 100 とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を 100 とした割合である。

第 18 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和 8 年職種別民間給与実態調査)

	係 員		課長級		部長級(非役員)	
	一定率 (額) 分	考 課 査定分	一定率 (額) 分	考 課 査定分	一定率 (額) 分	考 課 査定分
静岡県	% 45.8	% 54.2	% 46.9	% 53.1	% 53.9	% 46.1
全 国	55.2	44.8	51.0	49.0	50.2	49.8

第 19 表 民間における定年制の状況等

その 1 定年制の状況

(令和 8 年職種別民間給与実態調査)

	定 年 年 齢			定年制なし
	定年制あり	定 年 年 齢		
		60 歳	61 歳以上	
静岡県	100.0%	70.5%	29.5%	0.0%
全 国	99.5%	70.1%	29.3%	0.5%

(注) 1 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

2 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである（その 2 及びその 3 において同じ）。

その 2 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和 8 年職種別民間給与実態調査)

	項目 区分	給与減額あり		給与減額なし
		60 歳で減額		
静岡県	課長級	60.1%	43.6%	39.9%
	非管理職	56.8%	43.0%	43.2%
全 国	課長級	57.4%	38.9%	42.6%
	非管理職	48.6%	32.5%	51.4%

(注) 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（その 3 において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

その 3 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

(令和 8 年職種別民間給与実態調査)

	課長級	非管理職
静岡県	72.9%	73.6%
全 国	76.9%	77.4%

(注) 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第 20 表 民間における再雇用者及び公務における再任用職員の平均給与月額

(令和 6 年、令和 7 年、令和 8 年職種別民間給与実態調査)

(単位:万円)

役職段階	静岡県		全 国	
	民間	公務	民間	公務
係 長 級	32.2	28.7	33.4	30.8

(注) 1 「民間」は、職種別民間給与実態調査における 60 歳から 64 歳までのフルタイム勤務再雇用者の平均給与月額（令和 6 年から令和 8 年までの各年 4 月時点の 3 年平均）である。

2 「公務」は、令和 8 年職員給与等実態調査による。平均給与月額は、再任用職員のうち行政職給料表が適用されるフルタイム勤務職員のもの（令和 8 年 4 月時点）であり、「係長級」は 3・4 級が適用される職員である。

3 生計費関係資料

令和8年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費 … 食料

住居関係費 … 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 … 被服及び履物

雑 費 I … 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II … その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査の静岡市及び浜松市における令和8年4月の費目別平均支出金額（日数を365日/12 30.4日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）により算出した全国の標準生計費（令和8年4月）に、全国の費目別平均支出金額に対する静岡市及び浜松市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第 21 表 静岡市及び浜松市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和 8 年 4 月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	31,968 30,096 (29,380)	57,278 53,924 (52,640)	70,870 66,720 (65,130)	84,462 79,516 (77,620)	98,054 92,312 (90,120)
住居関係費	50,855 50,181 (51,480)	65,883 65,010 (66,690)	56,817 56,064 (57,520)	47,758 47,125 (48,340)	38,698 38,185 (39,170)
被服・履物費	4,735 4,074 (4,640)	5,241 4,509 (5,140)	7,317 6,295 (7,170)	9,392 8,081 (9,200)	11,468 9,866 (11,240)
雑費Ⅰ	30,776 25,331 (30,390)	38,534 31,716 (38,050)	53,401 43,952 (52,730)	68,268 56,189 (67,410)	83,134 68,425 (82,090)
雑費Ⅱ	24,095 14,564 (10,440)	46,473 28,090 (20,140)	54,330 32,839 (23,540)	62,187 37,587 (26,940)	70,043 42,336 (30,350)
合計	142,429 124,246 (126,330)	213,409 183,249 (182,660)	242,735 205,870 (206,090)	272,067 228,498 (229,510)	301,397 251,124 (252,970)

(注) 1 上段は静岡市、中段は浜松市、下段()内は全国の金額である。

2 勤労者世帯の費目別平均支出金額を算定基礎としている。

第 22 表 家計指標の推移

年 月			令和 7 年				
項 目			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
静岡県	勤労者世帯	平均世帯人員 (人)	2.99	3.01	3.02	2.92	3.02
		うち平均有業人員 (人)	1.75	1.83	1.92	1.94	2.07
		実 収 入 (円)	573,999	471,100	977,136	668,938	576,148
		消費支出	金 額 (円)	383,879	347,568	344,631	331,647
		前年同月比(名目) (%)	16.2	3.1	9.3	7.5	△ 0.1
	全世帯	平均世帯人員 (人)	2.83	2.77	2.79	2.70	2.71
		うち平均有業人員 (人)	1.32	1.36	1.49	1.50	1.54
		消費支出	金 額 (円)	332,024	292,869	280,290	293,770
		前年同月比(名目) (%)	4.5	△ 12.5	△ 12.2	△ 4.6	△ 5.4
浜松市	勤労者世帯	平均世帯人員 (人)	3.40	3.38	3.39	3.53	3.64
		うち平均有業人員 (人)	1.93	1.94	2.03	2.14	2.09
		実 収 入 (円)	584,305	519,091	846,342	864,667	547,437
		消費支出	金 額 (円)	368,112	338,154	344,079	302,395
		前年同月比(名目) (%)	9.2	10.1	16.6	△ 7.4	△ 18.1
	全世帯	平均世帯人員 (人)	2.94	2.94	2.95	3.00	3.04
		うち平均有業人員 (人)	1.45	1.49	1.52	1.54	1.52
		消費支出	金 額 (円)	321,231	292,283	291,868	292,601
		前年同月比(名目) (%)	2.4	0.2	4.5	△ 0.4	△ 14.2
全国	勤労者世帯	消費支出	金 額 (円)	363,182	351,466	323,202	338,900
		前年同月比(名目) (%)	5.3	10.3	7.7	8.4	9.0
		前年同月比(実質) (%)	1.2	6.1	3.8	4.6	5.7
	全世帯	消費支出	金 額 (円)	325,717	316,085	295,419	305,694
		前年同月比(名目) (%)	4.0	8.9	5.2	5.1	5.5

(注) 総務省統計局の家計調査による。

9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	令和 8 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
3.06	3.13	3.22	3.14	3.16	3.13	3.17	3.12	3.12
2.00	1.90	1.95	1.86	1.86	1.75	1.84	1.73	1.80
491,129	652,237	532,022	1,111,400	518,813	570,251	527,301	633,809	559,872
323,919	340,215	323,358	333,632	333,959	396,239	355,395	445,118	381,628
△ 14.7	3.0	2.4	△ 2.1	△ 4.2	11.0	13.3	16.0	9.8
2.74	2.76	2.87	2.78	2.83	2.83	2.81	2.78	2.85
1.51	1.42	1.46	1.35	1.35	1.32	1.36	1.32	1.42
275,107	311,935	287,043	365,634	289,872	358,623	328,025	351,058	370,371
△ 11.2	△ 1.8	△ 6.8	△ 9.0	△ 8.2	4.4	12.0	5.7	26.5
3.51	3.37	3.34	3.33	3.23	3.10	3.17	3.15	3.19
2.11	2.12	2.14	2.09	1.95	1.93	1.90	1.84	1.93
460,822	618,000	450,133	1,215,663	503,762	549,006	492,709	609,965	505,475
276,823	301,532	403,761	327,003	356,360	281,408	317,495	359,890	291,348
△ 2.8	△ 10.5	33.3	△ 7.6	△ 1.5	△ 14.0	6.9	△ 2.2	△ 13.8
2.91	2.87	2.91	2.97	2.92	2.96	2.96	2.91	2.87
1.44	1.41	1.46	1.51	1.41	1.49	1.49	1.41	1.43
255,401	271,621	298,724	337,271	324,345	254,052	287,045	321,554	269,187
△ 13.8	△ 12.9	6.2	1.8	7.8	△ 7.1	1.6	0.1	△ 7.9
339,762	338,977	350,349	374,127	334,790	319,797	374,892	364,781	353,443
10.2	3.5	10.7	△ 1.3	1.0	1.9	△ 2.1	0.4	0.6
6.6	0.1	7.2	△ 3.6	△ 0.7	0.5	△ 3.6	△ 1.1	△ 1.1
303,214	306,872	314,242	351,522	307,584	289,391	334,701	328,969	320,345
5.3	0.3	6.3	△ 0.3	0.7	△ 0.4	△ 1.3	1.0	1.3

4 労働経済関係資料

第23表 労働経済指標

年 月					令和 7年			
項 目					4 月	5 月	6 月	7 月
賃 金 (厚生労働省・毎月勤労統計調査)	全産業	静岡県	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	293,981	294,595	299,079	299,630
				前年同月比 (%)	1.0	3.1	3.8	4.0
			うち 所定内給与	金 額 (円)	268,446	270,204	273,733	274,334
				前年同月比 (%)	1.4	3.6	4.0	4.2
			一般労働者	金 額 (円)	321,450	321,001	325,808	324,171
				前年同月比 (%)	3.9	4.2	5.3	4.4
			うち 所定外給与	金 額 (円)	25,535	24,391	25,346	25,296
				前年同月比 (%)	△ 2.6	△ 1.2	2.3	2.3
		一般労働者	金 額 (円)	33,238	31,473	32,497	32,450	
			前年同月比 (%)	0.1	△ 0.6	2.7	2.0	
		全 国	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	323,962	321,399	324,349	324,962
				前年同月比 (%)	2.3	2.0	2.2	2.3
			うち 所定内給与	金 額 (円)	298,405	296,908	299,777	299,529
				前年同月比 (%)	2.4	2.1	2.4	2.3
			一般労働者	金 額 (円)	358,881	355,995	360,040	359,202
				前年同月比 (%)	3.1	2.5	3.1	2.5
	うち 所定外給与		金 額 (円)	25,557	24,491	24,572	25,433	
			前年同月比 (%)	1.4	1.1	1.1	3.3	
	一般労働者	金 額 (円)	32,753	31,269	31,474	32,564		
		前年同月比 (%)	2.1	1.4	1.8	3.8		
物 価	消費者 物価指数 (総務省統計局) (令和2年＝ 100)	静岡県		前年同月比 (%)	3.2	3.1	3.4	3.0
		浜松市		前年同月比 (%)	3.4	3.0	3.1	2.9
		全 国		前年同月比 (%)	3.6	3.5	3.3	3.1
		国内企業物価指数 (日本銀行)(令和2年＝100)		前年同月比 (%)	3.3	3.1	2.8	2.5
(厚生労働省・毎月勤 労統計調査)	全産業	静岡県	総 実 労 働 時 間 数 (時間)		147.0	142.0	149.0	152.5
			うち所定外労働時間数(時間)		13.2	12.5	12.8	12.6
		全 国	総 実 労 働 時 間 数 (時間)		145.4	140.5	145.2	148.8
			うち所定外労働時間数(時間)		12.0	11.3	11.3	11.6
雇 用 ・ そ の 他	有効求人倍率 (厚生労働省) 季節調整値	静岡県	(新規学卒者を除きパート タイムを含む)(倍)	1.08	1.07	1.07	1.06	
		全 国	(新規学卒者を除きパート タイムを含む)(倍)	1.25	1.23	1.22	1.22	
	完全失業率 (総務省・ 労働力調査) 季節調整値	東海地域	四半期 平 均 (%)	2.2				
		全 国	月 別 (%)	2.5	2.5	2.5	2.4	

- (注) 1 賃金、労働時間は、事業所規模30人以上の数値である。
2 賃金の前年同月比(%)は、指数(令和2年=100)によるものである。
3 完全失業率(東海地域)は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県である。

8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	令和 8 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
294,469	295,792	298,481	300,895	299,728	300,682	301,382	302,415	312,160	306,793
2.5	1.5	2.5	1.9	2.4	4.1	4.5	5.2	6.2	4.2
269,675	269,290	271,530	274,419	273,038	274,964	274,960	276,349	284,330	281,027
2.7	1.0	2.3	2.1	2.4	4.4	4.9	5.5	5.9	4.0
321,544	321,902	323,264	326,201	325,133	331,966	332,748	331,035	340,677	333,612
4.2	3.8	3.3	3.8	2.6	6.6	5.6	5.2	6.0	3.9
24,794	26,502	26,951	26,476	26,690	25,718	26,422	26,066	27,830	25,766
0.6	6.5	4.8	△ 1.0	3.8	1.7	△0.3	1.3	9.0	5.6
31,925	33,046	34,687	34,174	34,166	32,967	34,152	33,403	35,785	32,764
1.8	6.0	5.3	0.1	3.2	2.8	△1.2	0.1	7.7	4.1
322,452	323,860	328,155	326,666	327,349	324,326	325,671	329,333	336,689	332,509
2.0	2.3	2.8	2.1	2.3	3.2	3.8	4.0	3.9	3.4
297,808	299,570	301,952	300,261	301,411	299,243	300,032	303,269	309,459	306,951
2.2	2.4	2.8	2.2	2.4	3.2	3.8	3.9	3.7	3.4
357,567	360,159	361,472	360,357	361,546	361,145	363,027	366,455	371,774	368,974
2.6	2.8	2.7	2.5	2.5	3.3	3.9	4.0	3.6	3.6
24,644	24,290	26,203	26,405	25,938	25,083	25,639	26,064	27,230	25,558
0.4	1.1	2.8	1.4	1.3	3.8	4.8	5.2	6.5	4.3
31,514	31,028	33,431	33,839	33,125	32,215	33,039	33,549	34,868	32,637
0.8	1.5	2.5	1.6	1.2	4.0	4.8	5.3	6.4	4.3
2.9	3.2	3.1	3.0	2.4	1.8	1.7	2.3	2.1	2.0
2.4	2.8	3.0	3.1	2.2	1.8	1.4	1.9	1.7	1.6
2.7	2.9	3.0	2.9	2.1	1.5	1.3	1.5	1.4	1.5
2.6	2.8	2.7	2.7	2.4	2.4	2.1	2.9	5.4	6.6
137.9	144.1	151.5	149.9	143.8	138.2	141.1	142.0	149.5	137.0
11.0	13.0	13.2	13.3	12.9	11.9	12.0	12.4	12.7	11.2
135.2	139.9	147.7	140.8	140.4	135.3	134.9	140.1	146.8	135.2
10.6	11.4	12.1	11.8	11.6	11.3	11.4	12.0	12.2	11.1
1.06	1.06	1.07	1.07	1.09	1.06	1.06	1.08	1.06	1.09
1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17
2.2	2.3			2.4			2.1		
2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.7	2.6	2.7	2.5	2.5

5 人事院勧告の概要

令和8年8月7日

令和8年 人事院勧告・報告の概要



国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 [令和9年夏に具体的な内容を報告]
 - ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
 - ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
 - ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
 - [対象]
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
 - ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

本年の給与勧告のポイント①

俸給

民間と公務の令和8年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和8年4月実施》

- ✓ 民間給与との較差(*) 15,056円(3.51%)を解消するため次のとおり改定
 - ▶ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - 《行政職俸給表(一)の平均改定率》1級 4.0%、2級 3.6%、3級 3.4%、4級 3.1%、5～10級 3.0%、全体 3.3%
 - ▶ 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ初任給は一律9,500円引上げ
 - 【総合職(大卒)】251,500円(+3.9%) 【一般職(大卒)】241,500円(+4.1%) 【一般職(高卒)】209,800円(+4.7%)

* 較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善
改定の内訳：俸給 11,179円 広域異動手当(後述) 2,376円 はね返り分(俸給の改定による諸手当の増減) 1,501円

- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善
 - ▶ 再任用職員の8割以上を占める係長級の官民の給与差をベースに月例給を改善 (行政職俸給表(一)全体の平均改定率0.5%)

ボーナス

直近1年間(令和7年8月～令和8年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較

- ✓ 民間の支給状況に見合うよう支給月数の引上げ《令和8年4月実施》

年間4.65月分→4.70月分(+0.05月分)

民間の支給割合 4.72月
公務の平均支給月数 4.65月

- ▶ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分

	(一般の職員の場合)	
	6月期	12月期
令和8年度 期末手当	1.2625月(支給済み)	1.2875月(現行1.2625月)
勤勉手当	1.0625月(支給済み)	1.0875月(現行1.0625月)
令和9年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	1.075月	1.075月

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し《令和9年4月実施》
 - ▶ 高い成績率を適用可能とすることで、高度の専門性を有し高い業績を挙げた人材の給与水準を確保(俸給等を含め最高で年間約3,380万円)

その他

- ▶ 給与制度のアップデートで令和7年度から段階的に見直しを行っている地域手当の支給割合について、令和9年度の支給割合を設定
- ▶ 民間の動向を踏まえ、非常勤職員にも扶養手当及び住居手当の支給に努めるよう指針に明記《令和8年10月実施》
- ▶ 60歳前後の給与水準(給与カーブ)については、シニア職員の人事管理に関連する制度と一体で検討を加速

※ このほか、初任給調整手当、宿日直手当、委員等の手当について、本年の俸給表の改定状況等を踏まえ、所要の改定

本年の給与勧告のポイント②

転勤に伴う経済的な負担の軽減等

転居に関する手当 《令和9年4月実施》

転居を伴う転勤に係る経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資することを目的として、単身赴任者に限らず、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設

- 官署を異にする異動を命ぜられ、異動後の官署への通勤が困難であるため、一定距離以上の転居をした職員を対象に支給
- 支給期間は異動から3年間（単身赴任者でやむを得ない場合には3年間を超えて延長可能）

（距離区分別の手当月額）～「単身赴任者」は現行の単身赴任手当の加算額より増額し、60km以上100km未満の区分を新設。「単身赴任者以外」は新たに支給～

	60km以上 100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
単身赴任者	11,000円	18,000円	30,000円	41,000円	52,000円	61,000円	70,000円	78,000円	87,000円	96,000円	105,000円
単身赴任者 以外	6,000円	9,000円	13,000円	18,000円	22,000円	26,000円	29,000円	33,000円	36,000円	40,000円	43,000円

【例】東京から異動する場合の手当額（年額） 東京ー大阪：約22万円【単身赴任者は約49万円】 東京ー福岡：約35万円【単身赴任者は84万円】

※ 単身赴任者には、上記手当のほか、二重生活の生計費を補助する単身赴任手当（現行の基礎額相当。月3万円）を別途支給

広域異動手当 《令和8年4月実施》

広域的な異動に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため、支給割合を引上げ

- 60km以上300km未満：5%→8% 300km以上：10%→16%

【例】地域手当の非支給地間で広域異動する場合の改善額（年額）【地方機関関係の場合】 60km以上300km未満 + 約16万円 300km以上 + 約32万円

特勤勤務手当に準ずる手当 《令和9年4月実施》

生活が不便な場所に所在する官署への転居を伴う転勤を円滑化するため、人口集中地区から離れた場所にある官署については、公共施設等が近隣に所在していても手当の支給対象とできるよう、官署の指定基準を見直し

※ これらの見直しのほか、今後、円滑な人事配置や優秀な人材の確保・定着の観点から、転勤を行う職員に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため、転勤に関する手当を再編・統合し、転勤に関する総合的な手当の新設を検討。措置の具体的な内容を令和9年夏に報告

本年の職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告のポイント①

無給休暇の新設

概要

勤務時間法を改正し、全ての職員を対象に、公務の運営に支障がない場合において、取得事由を問わず、無給で年間7日まで取得できる「無給休暇」を新設する。

（令和9年4月1日施行）

趣旨

- 育児や介護に限らず、様々な事情を抱える職員が継続して活躍できるようにするためには、適切な行政サービスの提供を維持することを前提としつつ、個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進していく必要
- ⇒ 日単位で無給休暇を取得することにより、既存の休暇の付与日数を超過して勤務できない事情を有する職員へのセーフティネットとして機能
- ⇒ 時間単位で無給休暇を取得することにより、フルタイム勤務の継続が一時的に困難となった職員が、一定の期間、短時間勤務を行うことが可能

活用イメージ

➢ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超過して勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➢ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

本年の職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告のポイント② 令和8年8月

代休日の指定等の見直し

概要

勤務時間法を改正し、職員の健康福祉の増進を図る観点から、休日や週休日（※）に勤務した場合に取得できる代休日の指定や週休日の振替等について、現行の取得単位（代休日の指定は1日、週休日の振替等は1日又は4時間）に満たない場合でも可能とする。

（令和9年4月1日施行）

（※）休日とは、国民の祝日及び年末年始の休日を、週休日とは日曜日及び土曜日（交替制等勤務職員を除く。）をいう

趣旨

【現行】 休日や週休日の勤務が取得単位に満たない場合は、代休日の指定及び週休日の振替等ができず、それぞれ休日給の支給、超過勤務手当等の支給で対応



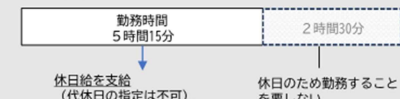
- 長時間労働の是正が喫緊の課題となっている中、職員の総実勤務時間を減少させることが重要
- ⇒ 代休日の指定及び週休日の振替等を1日又は4時間に限らず行えるようにすることで、各職場の事情に応じて休日や週休日に勤務を命じる必要がある場合、職員がその勤務した時間と同じ時間だけ休むことが可能

見直しイメージ

例：勤務時間が1日7時間45分の職員に対し、休日（8/11（火））に5時間15分の勤務を命じる場合

【現行】 代休日は1日勤務を命じた場合のみ指定可能

8/11（火）



【見直し後】 より細かい単位で代休時間を指定可能

8/11（火）



国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務（本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格）

課題認識

激しい人材獲得競争が続く中、労働市場で高い競争力を有する人材の確保・定着には、職務内容の困難さ・責任の重さに見合った処遇が必要

- ▶ 「本府省幹部職員等」（次官級～課長級）について、他の職員に先行し、給与、任用及び勤務時間制度を一体的に見直し、実力本位の人事制度へ

※「本府省幹部職員等」以外の職員も、年齢にかかわらず、能力・実績がより反映され、職務上の役割等が反映された処遇となるよう、今後も制度の見直し

人事制度見直しの骨格（令和9年夏に具体的な内容を報告）

1 職務・職責をより重視した給与体系

- ▶ 本府省幹部職員等のポストを対象とする俸給表を新設し、各ポストの職務・職責に応じて俸給月額を決定
- ▶ 人材獲得競争で見劣りしない給与水準に

※ 地方の幹部ポストの職務・職責を踏まえた給与措置等も併せて検討

【給与の構成等】

俸給 + 手当（業績等手当、通勤手当、転勤手当を基本に）

- 業績等手当（ボーナス）【新設】（年2回支給）

人事評価結果に基づき支給する「業績相当分」（優秀な者に支給）と、一時的な職務・職責の高まりに応じて支給する「職責相当分」で構成

- 転勤手当【新設】

転勤関連手当を再編・統合 ※ 新制度の対象ポスト以外も対象

2 能力・実績に応じた人事運用の更なる徹底

- ▶ 能力・実績に基づいて適任者を登用・抜ききするとともに、その後の勤務実績を通じて能力を的確に見極められるよう見直し
- ▶ 昇任後にその能力が十分でないと判断された場合には、昇任前の役職段階に改善措置なしで戻せるスキームに

【見直し後の昇任時の見極めスキーム（特別評価）】

【現行】2段階



【新制度】3段階



3 勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度

- ▶ 民間企業の管理監督者と同様に、必要な判断をより適時適切に行うことができるよう、勤務時間にとらわれない働き方ができるスキームの導入を検討

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

2. 働きやすさと成長が両立する公務

転勤の経済的負担の軽減

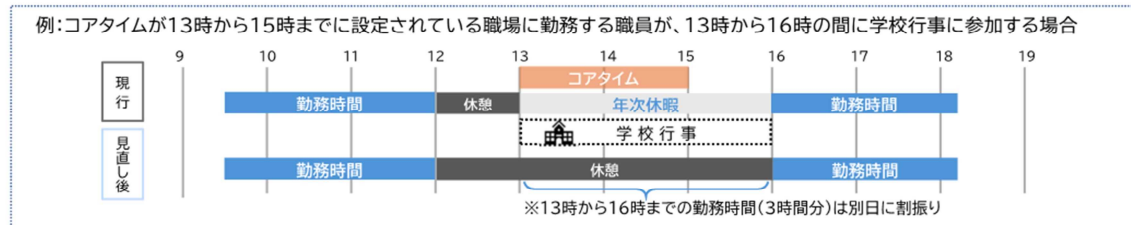
- ・ 単身赴任者であるか否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行った職員を対象とする手当を新設
- ・ 60km以上の転勤を行った職員を対象とする広域異動手当の支給割合を引上げ
- ・ 不便な地に所在する官署に転居を伴う転勤を行った職員を対象とする特勤勤務手当に準ずる手当の支給対象を拡大
- ・ 今後、転勤に関する手当を再編・統合して総合的な手当を新設し、給与上のインセンティブ向上を目指す

働きやすい環境の整備

- ・ 特に月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向けて、伴走支援の対象府省を拡大
- ・ 臨時調査の機動的な実施を始めとする調査・指導を強化

柔軟な働き方の推進

- ・ 個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進するため、全ての職員が事由を問わず年7日取得できる無給休暇を新設
- ・ フレックスタイム制について、1日の最短勤務時間を見直すとともに、コアタイムを設定しないことも可能に



国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

2. 働きやすさと成長が両立する公務

「成長できる職場」の整備

- ・ 「スキル一覧」を活用し、研修体系の見直しを進めていくとともに、職員の主体的な学びを促進
- ・ 各府省独自のスキルマップ作成を支援するなど、「スキル一覧」が各府省においても幅広く活用されるよう取組を推進

▼「スキル一覧」イメージ（記載されたスキルは例示）

	業務スキル	対人スキル	概念化スキル
スキルセット カテゴリー	 各組織・各分野・各業務ごとに求められるスキル		
	社会人スキル タイムマネジメント 読解力 コミュニケーション力 など 業務スキル 資料作成力 マルチタスク 法令・制度理解 など	対人関係スキル ファシリテーション力 ネットワーク形成力 プレゼンテーション力 など マネジメントスキル リーダーシップ 傾聴力 コーチング力 など	課題解決スキル 国際的視野 論理的思考力 課題発見・設定力 など 将来構想スキル 多角的視点 プロジェクト管理力 意思決定力 など
マインドセット カテゴリー	変化の時代に求められるマインドセット 学び続ける姿勢 AIデジタル活用志向 イノベーション創出 など		
	普遍的に求められるマインドセット 誠実さ 公共性 使命感 国家公務員行動規範 など		

※ スキルセットカテゴリー：特定の役割や業務を遂行するために必要なスキル
マインドセットカテゴリー：スキルの獲得・発揮の前提となる姿勢等

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

採用試験等の見直し

- ・ 海外の大学等の学生も含め、利便性向上・受験機会拡大が期待できるCBT方式(オンライン試験)を、令和9年度の経験者採用試験の基礎能力試験に導入。導入結果等を踏まえ、令和10年秋の総合職試験(教養区分)、令和11年春の総合職試験全区分の基礎能力試験への導入を目指す
- ・ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大

専門人材等の採用の推進

- ・ アルムナイ人材を含む専門人材等を柔軟に採用できる仕組みの運用等を支援
- ・ 専門人材等の情報を集約した「人材プール」を令和8年度中に整備し、各府省と採用候補者との効率的なマッチングを実現

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進

- ・ ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」を柱として、各府省と連携して国家公務員の仕事や魅力に関する情報を集約するプラットフォームを構築し、戦略的に発信

国家公務員行動規範の更なる浸透

- ・ 職員の行動指針となる行動規範の啓発活動とインナーブランディングを連携させることで、職員一人一人のやりがいを高め、公務内からも公務の魅力を向上

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断